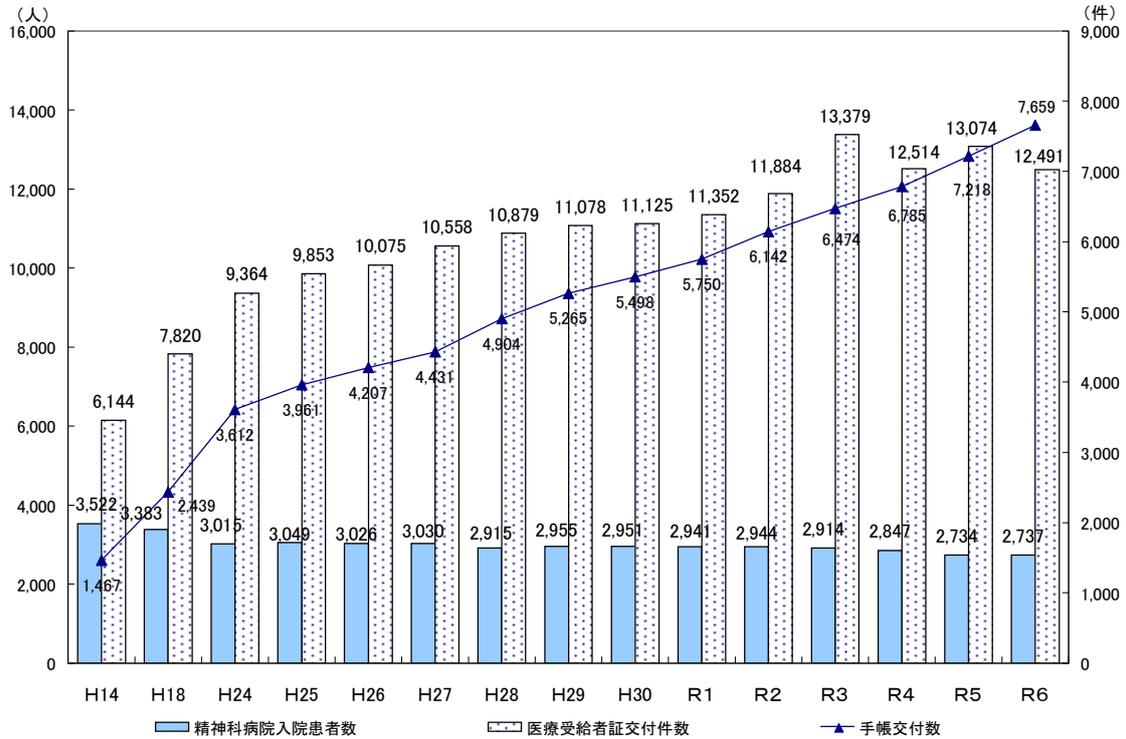


## 精神障害のある方の県内の状況

### ①手帳交付数と自立支援医療受給者証（精神通院）交付件数、精神科病院入院患者数の推移

(各年3月31日現在)



### ②障害者手帳の交付状況

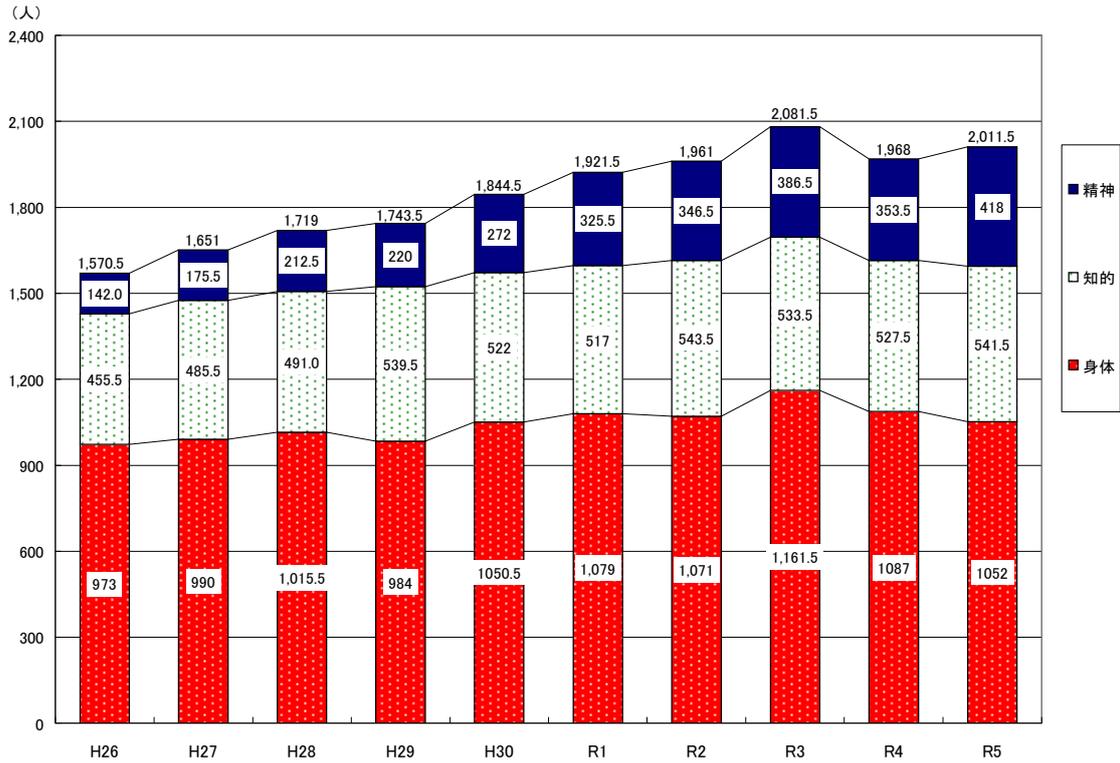
(単位：件)

		H 8	H13	H18	H23	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
身体障害者手帳	級別													
	1～2級	17,742	20,231	20,860	20,721	19,565	19,188	18,835	18,829	18,435	17,991	17,610	17,107	16,667
	3～4級	12,334	13,833	16,891	19,261	19,584	19,411	19,091	18,861	17,367	16,687	16,396	15,843	15,338
	5～6級	6,905	6,177	5,564	5,099	4,710	4,636	4,592	4,586	4,462	4,275	4,200	4,112	3,982
	合計	36,981	40,241	43,315	45,081	43,859	43,235	42,518	42,276	40,264	38,953	38,206	37,062	35,987
療育手帳	級別													
	A	1,705	1,914	2,310	2,474	2,531	2,560	2,586	2,602	2,543	2,542	2,545	2,531	2,365
	B	1,620	2,145	2,646	3,181	3,709	3,812	3,916	4,031	4,051	4,141	4,219	4,296	4,115
	合計	3,325	4,059	4,956	5,655	6,240	6,372	6,502	6,633	6,594	6,683	6,764	6,827	6,480
精神障害者保健福祉手帳	級別													
	1級	63	218	271	250	355	390	408	425	438	451	486	530	569
	2級	152	836	1,687	2,455	3,572	3,758	3,881	4,066	4,398	4,630	4,842	5,146	5,458
	3級	30	202	481	607	977	1,117	1,209	1,259	1,306	1,393	1,457	1,542	1,632
	合計	245	1,256	2,439	3,312	4,904	5,265	5,498	5,750	6,142	6,474	6,785	7,218	7,659
障害者手帳 総数		40,551	45,556	50,710	54,048	55,003	54,872	54,518	54,659	53,000	52,110	51,755	51,107	50,126

※各年3月31日現在

出典：高知県子ども・福祉政策部障害福祉課HP

### ③民間企業における障害のある人の雇用状況（各年6月1日現在）



※令和5年度障害者雇用状況の集計結果（高知労働局）

### ④障害のある人の就労の状況

	身体障害	知的障害	精神障害
平均月額賃金（全国）	235千円	137千円	149千円
平均勤続年数（全国）	12年2月	9年1月	5年3月
民間企業における雇用者数（本県）	1,052人	541.5人	418人
うち短時間労働（週20時間以上30時間未満）者数（割合）	139人（13.2%）	89人（16.4%）	133人（31.8%）
【参考】手帳所持者数（本県）	35,987人	6,480人	7,659人

※平均月額賃金・平均勤続年数：令和5年度障害者雇用実態調査（厚生労働省）

※雇用者数：令和5年度障害者雇用状況の集計結果（高知労働局）

※手帳所持者数：高知県子ども・福祉政策部障害福祉課HP（令和6年3月31日現在）

## 重度心身障害児・者医療費助成事業の概要

- ・ 重度心身障害児・者の保健の向上及び福祉の増進を図るために、重度の障害のある方又はその保護者に対して医療費の一部を助成する地方単独事業。
- ・ 市町村が条例に基づいて実施。都道府県が補助。

### 障害のある方への主な医療費助成制度

制度名	根拠	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			自己負担	実施主体 (負担割合)	
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級			
自立支援医療制度	(更生医療)	障害を軽減したり、機能回復のために必要な医療費を助成。 (例)人工透析、心臓手術、人工関節置換術など	○ 一 部	○ 一 部	○ 一 部	○ 一 部	○ 一 部	○ 一 部									医療費の1割(所得に応じて月額負担上限額あり)	市町村
	(育成医療)	障害を軽減するためや、将来障害を残すおそれのある疾患を治療するための医療費を助成。	身体障害者手帳の有無は関係なし															国1/2 県1/4 市町村1/4
	(精神通院医療)	精神疾患の治療のために通院している人を対象に必要な医療費を助成。											○ 一 部	○ 一 部	○ 一 部			県
高知県重度心身障害児・者医療費助成制度(福祉医療)	(地方単独事業) 市町村条例	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分を助成。	○	○	△					○	○	△	対象外			なし	市町村 県1/2 市町村1/2	

・ 所得制限：65歳以上でH15.10.1以降、新たに重度障害者となった者は対象外  
 ・ 支払方法：現物給付

### 参考：助成している医療の範囲

	自立支援医療制度(国制度) (障害を除去・軽減するための医療)		重度心身障害児・者医療費助成制度 (全疾病への医療(重度の方のみ))	
	通院	入院	通院	入院
身体	○ 身体障害を除去・軽減するための医療 (例:人工関節置換術、人工透析、心臓手術等)	○	○	○
知的	×	×	○	○
精神	○ 精神疾患を治療するための医療(例:投薬、精神科ケア)	×	×	×

(※) 適用優先順位：医療保険＞自立支援医療＞生活保護による医療扶助＞重度心身障害児者医療費助成

# 重度心身障害児・者医療費助成事業の全国的な状況

資料3

令和6年11月現在。他県が行った全国調査を基に高知県障害保健支援課作成。

## 1 精神障害を補助対象としている都道府県数

	都道府県数	割合	備考
対象としている	41	87%	うち3県は別制度により実施
対象としていない	6	13%	

## 2 精神障害を補助対象としている都道府県(41都道府県)の取扱い

### (1)対象とする障害の程度

		都道府県数	割合
精神障害者保健福祉手帳の等級	1級	26(※1)	64%
	1、2級	11(※2)	27%
	1、2、3級	1(※3)	2%
手帳の等級以外で設定(障害年金1級など)		3	7%

41

(※1)うち2県は要件(自立支援医療の受給者証所持)あり  
 (※2)うち6県は要件(2級は身体手帳又は療育手帳の複数所持が必要など)あり  
 (※3)2、3級は身体手帳又は療育手帳の複数所持が要件

### 【高知県の取扱い】

精神障害は対象としていない

### (2)対象とする医療の範囲

精神科		精神科以外		都道府県数	割合
入院	通院	入院	通院		
○	○	○	○	24	59%
×	○	×	○	8	20%
×	○	○	○	6(※1)	14%
○	○	×	×	2	5%
×	×	○	○	1	2%

41

(※1)うち1県は精神障害児(3歳～中3以下)については精神科入院も対象

全ての疾病(入院・通院問わず)

### (3)所得制限の有無

	有	無
都道府県数	39	2 <sup>41</sup>
割合	95%	5%

#### 「有」の例

・特別障害者手当の所得要件に準拠 等

なし  
 (65歳以上でH15.10.1以降、新たに重度障害者となった者は対象外)

### (4)自己負担の有無

	有	無
都道府県数	25	16 <sup>41</sup>
割合	61%	39%

#### 「有」の例

・受診1回あたりの負担額を設定  
 ・医療費の1割を負担 等

なし

### (5)支払い方法(現物給付・償還払いの別)

	現物	償還	併用
都道府県数	20	7	14 <sup>41</sup>
割合	49%	17%	34%

#### 「併用」の例

・市町村において選択可 等

現物給付(県外の医療機関で医療を受ける場合は償還払い)

## 本会議での論点と進め方（案）について

### （市町村の意向調査）

- ・本制度の実施主体である市町村に現段階での意向を確認（令和6年8月）。
- ・その結果、約8割（27/34市町村）が「県が補助制度を導入した場合の助成実施」について積極的な回答。一方、「助成実施にあたって検討が必要な課題」（自由記載）についても多くの回答が寄せられている状況。

### ■「助成実施にあたって検討が必要な課題」回答の概要（回答数 118件）

区分	回答数	回答の一例
対象とする障害の程度に関するもの	22	・身体・知的と同様、重度の障害者を対象とすべき ・手帳所持者は殆ど2級であり1級では拡充が限定的 等
他の医療費助成制度との調整に関するもの	18	・自立支援医療（精神通院）が優先される仕組みが必要 等
所得制限に関するもの	14	・所得制限の有無 等
対象とする医療の範囲に関するもの	13	・長期入院による公費負担増が想定 等
重複障害の取扱いに関するもの	9	・精神とその他障害の併用をどう認定するか 等
自己負担額の設定に関するもの	9	・現行どおり自己負担なしとすると受診増が想定 等
必要となる財政規模に関するもの	8	・導入に伴う財政負担の規模及び負担割合の共有 ・システム改修等事前準備の財源 等
その他	25	・身体・知的を対象とした既存事業との関係性の整理 ・手帳や自立支援医療受給者証の有効期限との調整 ・医療機関などへの制度の周知 ・居住地特例の取扱い 等

118

### （本会議での論点と進め方（案））

○本会議では、上記「助成実施にあたって検討が必要な課題」を論点とすることを基本として、第2回以降、「論点」ごとに検討を深めていくこととしたい。

■スケジュール ※論点は密接に関連するものが多いため、下記はあくまで目安。

R 6		R 7			
第1回	第2回	第3回	第4回～（5、6回の開催を想定）		制度改正案 とりまとめ ・ 導入準備
	・対象となる障害の程度 ・重複障害の取扱い	・対象となる障害の程度 ・対象となる医療の範囲	・必要となる財政規模 ・他の医療費助成制度の調整 ・所得制限・自己負担・その他		